

- 6月18、20日におこなわれた他党派議員の一般質問と知事、関係理事者の答弁の要旨(前号からの続き)を紹介します。

## **稲荷義晴(新政会、亀岡市) 2001年6月18日**

### **1 介護保険制度について**

スタートから1年を経過したが、施行1年を振り返って、どのように総括しているのか。

**【保健福祉部長】**府民の協力、市町村、介護支援専門員など関係者の多大な尽力があった。府も迅速的確に介護サービス事業者の指定等ができるよう各地方振興局長に権限を委任するなど全力で取り組んできた。その結果、要介護認定やサービスの利用状況、利用者アンケート調査結果などからみて、総じて大きな混乱もなく運営できていると考えている。しかし、サービス受給者は要介護認定者の約8割で、アンケートでもサービスが十分利用できていない方や不十分という方もあり、利用上の課題もある。制度のいっそうの普及啓発をおこない、特養ホーム整備や在宅サービス拡充に努めるなど、積極的に取り組んでいく。

### **2 「紳士録」に絡んだ犯罪について**

最近、わが会派の平田・木村議員が、紳士録の名前の削除と引き換えに、現金振込や商品券等の購入を要求される「紳士録」に絡んだ事件の被害を受けた。①「紳士録」に絡む恐喝・強要事件の発生と検挙の状況はどうか。②過去の検挙事例等から、事件の背後には暴力団等の犯罪集団の関与も想像されるが、実態はどうか。③この種の事件の検挙や被害の防止に向け、今後どのように取り組んでいくのか。

**【警察本部長】**昨年7月、神奈川県警等と合同捜査本部を設置し、紳士録削除メーカーの広域にわたる多額恐喝等の事件を検挙した。被疑者7名を検挙したが、暴力団等の関与は認められなかった。本府には紳士録にからむ事件は本件以外には過去に検挙事例はないが、現在、相談を数件受けている。不当な要求にはその時点できっぱりとことわっていただき、早期に警察に相談していただくことが何よりも予防・検挙につながると思う。今後とも、迅速・的確な捜査をしていく。

### **3 青少年の健全育成と心の教育推進について**

①最近の子ども連の落ち着きのなさや、深刻化する青少年問題を解決する方策として、精神統一の訓練や礼儀の尊重につながる日本古来の武道を、学校教育及び社会教育に広く取り入れることにより、心身の健康や青少年の健全育成、心の教育の推進を図ることが必要と考えるが、どうか。

**【教育長】**現在、中・高校の体育の授業で多くの生徒が柔道・剣道を通じて、互いに相手を尊重し、礼儀を重んじる態度を学んでいる。各地でも小学生を中心にスポーツ少年団が熱心におこなわれている。府立高校の武道関係の運動部では地域の小・中学生の指導、校外の清掃活動に取り組み、奉仕精神、思いやりの心が培われ、心の教育の充実に多いに役立っている。今後とも、武道をはじめとするスポーツの振興をはかり、青少年の健全育成につとめたい。

②青少年の健全育成や心の教育の推進のためには拠点となる施設が是非とも必要であり、改めて府立武道館の建設を要望する。

### **4 自動車交通に係る環境対策について**

低公害燃料の普及と開発が進んでいるが、環境への負荷を軽減できるバイオディーゼ

燃料の取組みについて、所見を伺いたい。

**【知事】** バイオディーゼル燃料は硫黄酸化物や黒煙などの点で、軽油より環境にやさしくライフスタイルを変える努力をうながすもので特別の効果がある。市町村の先駆的な取り組みを支援するために新たな補助制度を創設したい。今後、議会に必要な予算の審議をお願いしたいと考えている。

また、環境にやさしい自動車燃料に対する税制上の優遇措置や、廃棄物を再生利用する取り組みに対する支援制度の充実について、国に強く働きかけたい。

## 5 乗合バスの需給調整規制の廃止について

①平成14年2月以降、乗合バス事業の認可基準を満たせば、いずれの地域へも新規参入が可能になる反面、不採算になれば自由に撤退することも可能となり、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることは必至である。このような混乱を防ぐため、事業者独自の判断による撤退を規制する条例の制定も視野に入れた施策が必要と考えるかどうか。

②生活交通を確保する観点から設置された「京都府生活交通対策地域協議会」及び「ブロック協議会」の役割と使命に大いに期待するが、どのように調整機能を発揮するのか。

**【企画環境部長】** 住民の足の確保にあたり混乱が生じないようにするため、4月25日に府生活交通対策地域協議会を設立し、地方バス路線に対する暫定的な支援措置を講じることとしたい。生活交通のあり方については、関係するすべての市町村を中心に、路線の再編等を含め十分検討いただき、5つのブロック協議会で地域の実情に応じた協議調整をすることとしている。今後は、国に状況に応じた措置を講じられるよう要望し、協議会構成の関係機関で情報を共有して認識を深めるなど、従来にもまして十分な連携をしたい。

## 6 地元問題について

①J R山陰本線(京都～園部間)複線化事業は、J Rの実施意向が得られたことで整備見通しが明確となったが、今後、本府と沿線関係自治体との費用負担割合の協議や、鉄軌道との横断施設等関連事業の整備、また、亀岡駅舎及びその周辺整備に対し、格段の協力と指導を要望する。

②桂川の河道改修について、今後、残用地の買収の推進等、事業全体の早期完成を願うが、漸次整備されていく河川空間を有効に利用するため、治水に支障のない範囲で、散策やスポーツを目的とする、高水敷の利用を進めることが望ましいと考えるかどうか。

**【土木建築部長】** ②現在、保津橋から保津峡までの約2300メートルを最重要区間として取り組んでいる。河川利用は、治水機能を支障を与えない範囲で府民が親しめる空間利用がはかれるべきである。高水敷の利用は、現在改修中で制限は受けるが、さまざまな利用形態が考へる。まちづくりに主体的役割を担う亀岡市で構想をまとめる必要があり、府として市と調整をはかりたい。

## 熊谷哲(民主・府民連合、右京区) 2001年6月18日

### 1 地方交付税の見直しについて

①今後3～4年間で市町村を約300に再編するとも伝えられているが、背景には地方交付税制度の段階補正縮小の流れがある。財政力の弱い自治体を締めつけた上で合併を迫る方法は、「地方の自立・活性化」に対立するものであると考えるが、どうか。②地方交付税が見直しにより縮減されると、後年度に地方交付税で措置される府債の地方交付税総額に対する割合が高まり、結果として財政の硬直化が一層強まるのではないかと懸念するが、後年度措置を前提とした府債発行額は、現在、どのような規模になっているのか。また、総務大臣は、「モラルハサドを起こす恐れがあり、制度を見直さなければならない」と述べているが、自治体は、社会資本整備を進め、景気回復に努めるため有利な起債を最大限活用してきたと考える。大臣の発言は一面的で、こうした政府判断で後年度措置のあり方の見直しが進むのであれば、大変憂慮すべき問題であると考えているがどうか。

**【知事】**①市町村の財政基盤を確立していくうえで合併は有効な手段の一つと認識している。しかし、市町村の根幹にかかわる問題であり、地域の自主的・主体的な論議に基づいておこなわれるべき。地方行財政制度の総合的な確立とセットで検討されるべきである。②府は府民要望の強い社会資本の整備を着実にすすめるために交付税措置のある有利な起債を積極的に活用し、国の財政事情による地方の財源不足を補填するための起債の発行をしてきた。平成13年度末/府債残高は1兆850億円になるが、うち約50%、5393億円が交付税で措置される。今後とも有利な起債の活用が必要と考えており、地方交付税の見直しの議論ではこのような地方の事情を十分踏まえ、地方分権推進委員会最終報告にある、国から地方への税源移譲などと一体となって議論されるべきで、国に対して意見を言ってきたし、今後とも言うていく。

## 2 不登校対策について

①府総合教育センター相談事業の相談の約半数を不登校が占め、集団不適応がそれに次ぐが、昨年度及び今年度の相談状況はどうか。また、府内の不登校児童・生徒数はどうか。②センターに寄せられた相談に、具体的にどのような対策をとっているのか。その結果、どの程度の児童・生徒が学校復帰を果たすことができたのか。③フリースクールに通う児童・生徒数をどの程度把握しているのか。また、昨年12月の代表質問で答えた「2校で数名」以外に、出席確認は求められているが校長の判断により出席扱いとされていないケースはあるか。④教育問題に取り組むNPOや親の会などと協働し、様々な原因で学校になじめない子ども達に対して公立学校の原学級と連携した、府の施設を活用する新しい教育システムを考えていく必要があると考えるかどうか。

**【教育長】**①平成12年度の相談件数は約4400件、うち不登校の相談が約2400件、集団不適応が約300件。本年度は5月末までに600件を超える相談があり、その半数近くが不登校に関するもの。12年度の不登校数は集計中、11年度の約2800人とほぼ同数となる見込み。②相談に対しては、専門的対応が必要な場合は精神科医や臨床心理士が相談に応じている。昨年相談のあったうち約3割が学校に復帰している。③たとえば京田辺市にあるNPO法人の施設に通所している児童生徒があると聞いているが、フリースクールの定義が明確でないため、通っている全体像をつかむことは現在のところ不可能。国の調査では平成12年度に2カ所の施設で5人の生徒が出席扱いとされているが、出席扱いとならなかったものは調査の対象外となっている。④少年自然の家や府民の森・日吉など府立の施設で、ボランティアなども活用して宿泊体験学習などをおこなっており、今後もこうした取り組みを充実していく。府教育委員会としては、市町村教育委員会や学校と十分連携し、学校がすべての子供に魅力あるものとなるよう努めたい。

## 3 骨髄移植について

①全国のドナー登録者数は、この2年で約2万人増加したが、本府はほとんど増加していない。ドナー登録推進の取組状況はどうか。登録者数の現状をどのように考えているか。②府内の移植認定施設は5病院7診療科だが、国際認定や一抗原不一致認定は一つだけ。医大附属病院をはじめこの認定をえられるよう整備・支援に努めるべき。③本府保健所でのドナー登録受付は2カ所だが、具体的な増加の道を開く必要があるが、どうか。可能な限り全保健所での受付の実施を求める。④昨年11月に骨髄移植財団から都道府県に、庁舎での職員ドナー登録会の開催依頼があったが、本府ではどう対応したか。また、ドナー登録に効果をあげているキャンペーン登録会の開催に積極的に協力し、増加に努力すべき。

**【保健福祉部長】**①全国に先駆けて保健所に登録の相談窓口を設け、平成10年11月からは、

休日等に地域で開催される各種イベント等を活用しながら、集団登録を実施するなどしてきた。ドナー登録は全国5位とトップレベルの水準だが、最近では、新規登録に努力しているが、年齢超過等により相当数登録を抹消し、厳しい状況である。②一抗原不一致は患者のリスクを伴う面もあり、医療機関による総合的判断が重要であることを理解願いたい。③④より効果的な啓発活動、大きな成果をあげている集団登録の充実に取り組む。保健所など登録窓口の拡大、府庁内での登録会など、関係機関と調整し、できるだけ早期に実施できるようにしたい。

## **多賀久雄（自民、宮津市・与謝郡） 2001年6月20日**

### **1 地方分権について**

①地方分権推進法に代わる新しい法整備及び後継機関のあり方について、どのように考えているのか。また、今後、全国知事会は、「国の立法等に係る第三者機関(仮称)」の設置により、どのように地方分権を進めようとするのか。

②地方分権推進委員会の報告書では、所得税の一部を個人住民税に移すなど、国から地方へ税源を移譲し、これに相当する国庫補助負担金や地方交付税の額を減額する歳入中立を原則とする提言がなされ、また、総務省の個人住民税研究会の報告書では、所得税のうち3兆円を個人住民税に移譲する具体案が提言されているが、これらの議論の評価も併せ、国・地方間の財源再配分について、どのように考えているのか。

③広島県では、従来の個別事務委譲方式に加え、中核市に対し政令市の権限を委譲するというように、人口規模に応じて従来よりワンランク上の権限を一括委譲したり、特定行政分野の一体的処理が可能となるようパッケージ化し、一括して委譲する方式が採用されているが、先に第一弾の事務委譲を行った本府において、第二弾の委譲はどのように行うのか。

**【知事】**①地方税財源の確保をはじめ地方行財政全般について具体的・専門的検討をおこない、適切な監視体制を維持して、引き続き総合的・計画的に地方分権を推進することが重要。国の立法等に係る第三者機関の設置は、地方公共団体に影響を及ぼすような法令制定制定などの場合は、事前に地方からの意見が反映されるような機関の設置が必要として全国知事会が国に提案している。②地方分権推進委員会の最終報告でも、国から地方への税源移譲、国の関与の廃止、国庫負担金の見直しが一体的におこなわれることが必要としている。分権時代にふさわしい地方税財源の充実確保のための基本的な方向が示されたものと評価している。財源調整機能は今後とも必要であり、地方交付税制度の果たすべき役割は依然として大きいと考えている。地方の安定的財源が確保されるよう、引き続き国に対して強気に働きかけていく。

**【総務部長】**③府と市町村で構成する「市町村における地方分権推進のための協議会」の場で検討を重ね、要望が強かった18の事務について昨年4月までに委譲した。1年経過した時点で、協議会で委譲した事務についてフォローアップを実施、市町村からは「住民サービス向上に役立った」との意見がある一方、「委譲事務と関連する府の事務についても連携して処理すべき」との課題も出された。今後は、委譲事務のより円滑な実施の取り組みや市町村にとって望ましい権限委譲のあり方などを協議会でさらに検討をすすめる。

### **2 京都 ITバザールについて**

①府域における情報ボックスの整備状況、64キロビット以上のインターネット常時接続サービス供給の状況など、IT社会を支える社会基盤の整備状況はどうか。また、府内企業のIT化の水準はどうか。

②京都ITバザールへの企業等からの期待と当面の具体的な取組みについて、学研都市との連携方策も含め、どのように考えているのか。

③京都ITバザールの一環として、丹後や西陣といった織物産地における、ITを活用した産業振興方策について、どのように考えているのか。

**【商工部長】**①国管理の全路線 250キロ余りで敷設が計画され、約8割が整備済み、国管理河川でも延長約 250キロで光ファイバーの整備が計画され、約4割が整備済みと伺っている。高速インターネットは府内すべての市と一部の町村で毎秒64キロビット以上の常時接続サービスが提供され、今後、順次拡大すると聞いている。機械金属業界でのインターネットを活用した配送の共同化、商店街での情報ハイウエイの整備、伝統産業での電子商取引など先進的取り組みが生まれてきている。②新しいビジネスチャンスにつながるとして企業などから期待され、府としては学研都市の研究機関と京都の企業の連携によりITや携帯を活用した教育用ソフトや新しい農業生産技術などの共同研究開発をすすめている。③東京在住のデザイナーが製作したデザインをインターネットで丹後産地に送り、そのまま織物にプリントするシステムの開発や西陣の優れた資源を生かし、IT関連のベンチャー等の誘致・育成をはかる「西陣SOHO」などの取り組みをしている。これらを活用して構想をすすめたい。

### 3 障害者福祉について

①本年3月、「京都府障害者基本計画後期実施計画」が策定されたが、新計画では、養護学校の再編整備、障害児療育等の充実、精神科救急医療体制の整備など、党の要望事項が盛り込まれており高く評価するとともに、一目も早く実現されるよう要望する。

②本府では、17の町村で障害者基本計画が未策定と聞かすが、国においても計画策定促進制度を用意される中、今後未策定団体が障害者基本計画を策定するためにどのように取り組まれるのか。

③障害者福祉サービスは、平成15年4月から、これまでの「措置制度」が、障害者自らがサービスを選択し契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」に改まるが、支援費の水準や公費助成の水準はどうか。また、障害者に対して支給される「支援費制度」では、「措置費制度」と異なり、施設の大規模化へのインセンティブが働くのではと危惧するが、今後、どのように国に働きかけていくのか。

④障害者施設では、利用者の重度化・高齢化という加齢要因や、自立促進・身体拘束の禁止という社会要因等に対応するリスクマネジメントの確立が急務であるが、これに対する指導・助言について、どのように考えているのか。

**【保健福祉部長】**①②府はこれまでから市町村計画策定の助言など必要な支援をおこない、府の計画も3月に数値目標を盛り込んだ好機実施計画を策定した。国でも未策定の市町村を支援するため計画策定アドバイザー派遣事業が創設された。府としては府計画推進の観点からも、市町村でこの事業の活用をはかり、計画策定がはかれるよう職員の参画などいっそうの協力をしたい。③支援費の基準は現在、国で本格的検討に着手されたところ。施設は地域のニーズ等に対応することが重要で、小規模施設の運営が困難とならないよう、また公費助成の水準が後退しないよう、引き続き国に働きかけたい。④施設運営にあたってのリスクマネジメントの確立が重要で、今後、各施設で処遇内容等の自己評価の実施など適切な運用がおこなわれるよう、必要な対応をする。

### 4 行政改革について

①やる気を敏感に感じ取る府民の声を人事考課において斜酌することも必要だと考えるが、現在、本府の人事考課はどのように行われているのか。また、公務員制度改革では、減給や不適格者の降格・免職に関するルールが整備されると聞かすが、今後の人事考課のあり方について、どのように考えているのか。

②最近、申請に対する押印を不要とする団体や、所得要件の廃止、記載事項や添付書類の簡

素化を図る団体が増えている中、三重県では経済的規制7件の全廃、社会的規制25件の緩和・廃止を行ったと聞かすが、本府における規制緩和に対する基本的な考え方はどうか。

③地方機関を存続させる以上、可能な限り権限を委譲する必要がある。現存、地方振興局・保健所・土木事務所のあり方が議論されていると聞かすが、議論の状況や市町村長に対する意見聴取の実施等の取組状況はどうか。また、地方機関に権限を委譲することについて、どのように考えているのか。

**【知事公室長】**①職員の資質、能力、情熱等を点検評価し、意欲ある若手職員の登用など、積極的な人事管理をしている。今後の人事考課のあり方は、現在、政府ですすめられている公務員制度改革で、信頼される公務員をめざし、能力や業績を重視した信賞必罰の評価制度の導入など抜本の見直しが検討されており、この動向をみながら、府民の信頼を得られる公正で客観性の高い人事評価システムを整備し、士気の高い職員を育成できるようにしたい。②規制緩和は、府民の視点に立った府政を確立し、民間の活動を活性化させるうえからも不可欠なものとして認識しており、今後、押印の見直しや申請などの電子化をすすめ、簡素で効果的な府政をすすみたい。③効率的な執行を確立する観点から、所管エリアを見直し、府民の利便性や処理の迅速性の確保・向上の観点から本庁と地方機関の役割分担や地方機関への権限委譲のあり方を検討していく必要がある。現在、鋭意検討をすすめているが、できるだけ早い時機に市町村長などの意見を聞き、新しい行政推進懇話会で議論していただき、具体化に取り組む。

## 5 地元問題について

①国道 178号府中バイパスは、今年度から国庫補助事業として取り組まれ、多額の事業費が配分されたことに感謝するとともに、一日も早い完成を要望する。

②国道 178号蒲入バイパスに係るトンネルの蒲人側用地は、既にも買収され、一部施工もされているが、工事が進捗していない。また、府道宮津野田川線や府道宮津八鹿線においても事業が進んでいない箇所があるが、これらの道路の今後の事業見通しはどうか。

**【土木建築部長】**②国道 178号については現在、府中バイパスや養老伊根バイパスの整備をすすめている。蒲入バイパスは本年3月、現道拡幅部 600メートルを供用したが、その北側は長いトンネルを含む区間で、多額の事業費が必要となるため、着手時期等については養老伊根バイパスの進捗状況を見ながら、検討していきたい。宮津野田川線、宮津八鹿線は、事業中箇所の進捗状況を見ながら順次検討していきたい。いずれも要望の強いところであり、財政状況もあるが、知恵をしぼっていきたい。

## 角替豊（公明、南区）2001年6月20日

### 1 教科書問題について

来年度から小・中学校で使用される教科書の検定結果が発表され、特に「新しい歴史教科書をつくる会」の主導で執筆・編集された教科書が注目されている。

①歴史教科書等は、記述内容について賛否が分かれることが多く、「教科書を教えるのか」、「教科書で教えるのか」などの議論もある。また、平成9年には、「教科書を使って履修する義務」に関する訴訟等もあったが、こうした経緯を踏まえ、教科書の使用義務について、どのように考えているのか。

②教科書採択の基本的な枠組みや作業の流れは、どのようになっているのか。また、採択に府教育委員会としての意思や意図を反映する余地はあるのか。さらに、様々な政治的な影響や営利活動に伴う働きかけから、独立性を保つための取組みはどうか。

③本府では、教科用図書選定審議会や各採択地区協議会の委員に、保護者の代表を加えるよう呼びかけているが、その理由と実際の就任状況や課題はどうか。また、審議会や協議会の情報公開に関する取組状況はどうか。さらに、今後、教科書の採択理由の明確化が求めら

れると考えるが、教科書採択における「説明責任」のあり方について、どのように考えているのか。

**【教育長】**①教科書は授業で使用する主たる教材であり、学校教育法でその使用義務が課せられている。②小中学校で使用される教科書の採択権限は、市町村教育委員会にあり、採択にあたっては採択地区ごとの市町村教育委員会が共同して、教科ごとに同一教科書を採択することとなっている。一方、府教育委員会は、適正な採択がおこなわれるよう、府教科用図書選定審議会の答申を受け、選定資料の作成などを通じて、指導、助言、援助をおこなうこととなっている。採択の公正を確保するため、市町村教育委員会に対して、外部からの影響による採択結果が左右されることのないよう、指導している。③より開かれた採択を推進するため、府の選定審議会においては、従来から保護者の代表に委員として就任いただいていたが、府内採択地区協議会においても1地区で同様の状況が生まれている。府教育委員会は、選定審議会における情報については、従来から、採択終了後、請求に応じて公開をしている。市町村教育委員会でも、採択権者の責任で適切に判断されるものと考えている。

## 2 アジア諸国との相互理解について

日本がアジアの近隣諸国と歴史的事実の認識を共有し、それを踏まえて相互理解を深め、平和と共生の未来を共に志向することが極めて重要であると考えているが、アジア諸国との相互理解に関し、知事の所見を伺いたい。

①既の実施されている留学生との交流事業等の位置付けを明確にし、更なる支援策を講じることにより、事業の拡充等を検討すべきであり、また、こうした分野の人材や業績が集積している、世界人権問題研究センターの役割を高める等の取り組みも有効と考えるかどうか。

②先に京都文化博物館で開催されていた「こころの交流 朝鮮通信使」展は、歴史を振り返ることで未来への指向を醸し出す、大変すばらしい催しであり高く評価するとともに、こうした企画の積極的な推進を強く希望するが、展覧会の総括も含め、今後の取組方針はどうか。

③「朝鮮通信使」展について、もっと学校関係者の見学が盛んであれば良かったと考えるが、府の行事の教育分野への積極的な活用について、どのように考えているのか。

**【知事】**①②私も、近隣アジア諸国と平和を共有し、未来に向け、共に発展していくことを強く望むものだ。そのためには、歴史や教育をはじめ人々の生活や社会のあり方について相互理解をさらに深めていくことが大切。特に京都は内外のさまざまな地域や人々との交流を通してその歴史を築いてきた。現在も多数の留学生を迎え、教育、学術、文化など多方面での交流がすすんでいる。心の交流「朝鮮通信使」展は、これまであまり知られていなかった朝鮮通信使による善隣友好外交の歴史を広く紹介することとし、両国の信頼を築こうとする通信使が江戸までの旅の途中に訪れた国内各地の豊富な作品、資料のほか、韓国からも貴重な資料を借りて展示した。京都市内の小中学校48校が観覧し、教諭も310人がこられた。教育委員会とのタイアップは、「世紀を結んで拓く展覧会」のような他の府の催しも含め課題としたい。サッカー・ワールドカップ共同開催を1年後に控えた21世紀の幕開けの年を飾る催しとして、この展覧会は大変意義深かったものと考えている。

今後、世界人権問題研究センターの活動や京都文化博物館の企画も含め、これらの蓄積を生かして、近隣諸国との共に生きる未来を確かなものにしていきたい。

**【教育長】**③「世紀を結んで拓く展覧会」では、府内各地の多くの児童生徒が参加し、本府の歴史を学んだところである。今後とも、学校教育に有意義と考えられる行事等については、積極的に情報提供をはかっていきたい。

### 3 歴史教科書問題の底流にある問題意識について

①今日の歴史教科書問題の本質は、単に当該教科書を排除することにあるのではなく、その底流にあり、台頭の機会を伺う国家主義的な動向を克服することにあると考える。地方行政においても、こうした国家主義的な動向に対する問題意識をしっかりとつことが必要な状況になってきていると考えるが、知事の所見を伺いたい。

**【知事】**先の大戦を知るものとして、平和と民主主義がいかに大切であるか、私も身をもって体験したところであり、私が「地方自治は民主主義の学校」と言っているのも、これが根底にある。住民が政治や行政を身近に感じ、自らが参加して民主主義を体験し、発展させていく、その場が地方自治である。この学校で学んだ住民は主体的に未来を切り開いていく力を持っていると信じる。住民の信託を受けて行政に携わる知事としては、開かれた府政を推進し、府民と共に平和で豊かな未来に向けて、これからも着実に歩んでいきたい。

②多民族・多文化共生の時代を担う児童・生徒の育成を託すことができる教員や、鋭い人権感覚をもち、学校や教室内外における国家主義的な動向にも適切な教育的対処のできる教員が求められているが、このような教員の養成について、その取組方針はどうか。

**【教育長】**今後ますます進展する国際化も視野に入れた研修の充実に努めていきたい。

### 4 入学式における生徒の宣誓について

府立高校入学式における現行の生徒の宣誓が明文化されたのは昭和26年のことであるが、「指導の重点」においても生徒の主体的な行動や学習の促進が謳われる現在は、新たな可能性への挑戦意欲に満ちた生徒による、より開放的で伸び伸びとした、いわば21世紀モデルの宣誓がふさわしいと考えるが、所見を伺いたい。

**【教育長】**私の経験からも、高校生活の最初に儀式と言う厳粛な雰囲気の中で、高校生としての自覚を持たせ、規範意識を育てるうえで大きな意義のあるものと考えている。なお、新入生の高校生活への展望や希望などは、「新入生喜びのことば」の中で述べられている。新しい高校生活の第一歩としてふさわしい入学式となるよう、指導していきたい。